

証券コード 9818
2022年6月9日

株 主 各 位

大阪市住之江区緑木一丁目4番39号
大丸エナウエン株式会社
代表取締役社長 古 野 晃

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、**感染防止の観点から、本株主総会につきましては当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**

なお、当日ご出席されない場合は、**書面又はインターネットによって議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ後述のご案内に従い、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区緑木一丁目4番39号
本社6階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第72期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.gas-daimaru.co.jp>) に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

<新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について>

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、本株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会開催日におきまして感染拡大の収束が見込まれない場合、下記の対応を実施させていただきますと予定ですが、本株主総会へのご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 感染のリスクを避けるため、株主総会のご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより事前に議決権行使をしていただくことを強く推奨いたします。その際には、3頁の議決権行使についてのご案内をご確認いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着又は入力するようお願いいたします。
2. ご出席いただいた場合、当日はアルコール消毒液の噴霧やマスク着用にご協力いただくほか、入口での検温を実施いたします。体温が一定以上である場合や、体調がすぐれていないと当社が判断した株主様につきましては、本会場のご入場をお控えいただく場合がございます。
3. 本株主総会の運営スタッフ及び出席役員はマスク着用で対応させていただきます。

<お土産の取り止めについて>

株主総会ご出席の株主様へのお土産を取り止めました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月29日（水曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（投票用紙）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

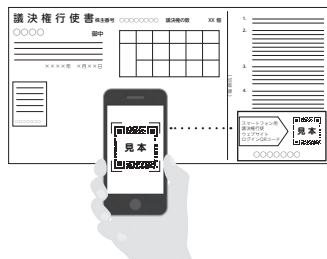
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

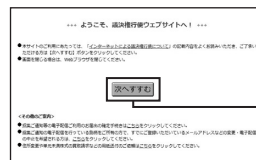
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

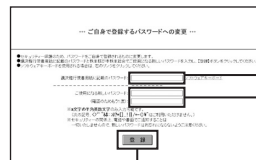
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な経済回復の過程での需要改善による資源価格の高騰や商品のサプライチェーンの目詰まり等課題は残るものの、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響から回復しつつあります。当連結会計年度末に、感染第6波のピークアウトによる改善が見込まれるなか、世界的な国際物流の混乱への警戒感が高まり、物価や為替の影響等、予断を許さない状況が続いております。また、当社グループの売上高に影響を及ぼす原油価格は、近年のレンジを大きく上回り一時は120ドル/バレルを超えて取引され、現在は110ドル/バレル前後となっています。

このような環境のもとで、当社グループの売上高は、リビング事業においてLPガスの仕入価格に連動する販売単価が上昇したこと、また、医療・産業ガス事業において酸素濃縮器等の在宅医療機器のレンタルや医療用酸素等の医療ガスの販売が増加したこと等により、26,507百万円と前連結会計年度と比べ5,089百万円(23.8%)の増収となりました。

損益面では、医療・産業ガス事業における売上増加等に伴い、売上総利益は、8,639百万円と前連結会計年度と比べ430百万円(5.2%)の増益となりました。販管費は、当連結会計年度より連結された株式会社太陽プロパンの販管費の増加等により、7,651百万円と前連結会計年度と比べ434百万円(6.0%)増加し、営業利益は、987百万円と前連結会計年度と比べ3百万円(0.3%)の減益となりました。

営業外収益及び営業外費用を加減算した経常利益は、1,059百万円と前連結会計年度と比べ43百万円(3.9%)の減益となりました。法人税、住民税及び事業税等控除後の親会社株主に帰属する当期純利益は、755百万円と前連結会計年度と比べ84百万円(12.6%)の増益となりました。

セグメントごとの経営成績の概況は、次のとおりであります。

【リビング事業】

当セグメントにおきましては、LPガスの仕入価格に連動する販売単価が上昇したことに加え、LPガスの出荷量が前連結会計年度と比べ増加したこと等により、売上高は、18,284百万円と前連結会計年度と比べ4,472百万円(32.4%)の増収となりました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【アクア事業】

当セグメントにおきましては、「知床らうす海洋深層水純水ブレンド」（エフィールウォーター）及び「スーパーバナジウム富士」の販売本数が減少し、売上高は、1,217百万円と前連結会計年度と比べ36百万円（2.9%）の減収となりました。

【医療・産業ガス事業】

当セグメントにおきましては、酸素濃縮器等の在宅医療機器のレンタルや医療用酸素等の医療ガスの販売が増加したこと等により、売上高は、7,005百万円と前連結会計年度と比べ654百万円（10.3%）の増収となりました。

部門別売上状況

事業区分	期別	第71期（前連結会計年度）		第72期（当連結会計年度）	
		金額	構成比	金額	構成比
ぼっぼガス		4,330 百万円	20.2 %	5,186 百万円	19.6 %
エネルギー		6,982	32.6	10,932	41.2
住宅設備		2,499	11.7	2,164	8.2
リビング事業		13,812	64.5	18,284	69.0
アクア事業		1,254	5.9	1,217	4.6
在宅医療		4,650	21.7	3,545	13.4
医療ガス				1,628	6.1
産業ガス・機材				1,700	7.9
医療・産業ガス事業		6,350	29.6	7,005	26.4
合計		21,417	100.0	26,507	100.0

（注）第72期より、部署を商材別に細分化することによる営業効率化を目的とした会社組織の変更に伴い、従来の「在宅・医療ガス」を「在宅医療」及び「医療ガス」に区分しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,414百万円であります。その主なものは、当社南大阪営業所の新築及び医療・産業ガス事業におけるレンタル用の在宅医療機器等であります。

なお、当社グループの配送業務に係る車両のリース資産として、158百万円を計上しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社南大阪営業所の新築及び他の会社の株式の取得を目的として、長期借入金500百万円を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2021年4月1日付で株式会社太陽プロパンの全株式、また、2022年2月2日付で株式会社岩崎工業所の全株式を取得いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 69 期 (自 2018.4.1 至 2019.3.31)	第 70 期 (自 2019.4.1 至 2020.3.31)	第 71 期 (自 2020.4.1 至 2021.3.31)	第 72 期 (当連結会計年度) (自 2021.4.1 至 2022.3.31)
売 上 高	17,246 百万円	18,535 百万円	21,417 百万円	26,507 百万円
経 常 利 益	903 百万円	946 百万円	1,102 百万円	1,059 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	597 百万円	848 百万円	670 百万円	755 百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	78 円 45 銭	111 円 29 銭	88 円 06 銭	99 円 14 銭
総 資 産	15,218 百万円	19,416 百万円	19,440 百万円	20,223 百万円
純 資 産	11,263 百万円	11,984 百万円	12,675 百万円	13,366 百万円

(6) 対処すべき課題

当社グループは、L P ガス販売を中核とするリビング事業により発展してまいりました。「保安なくして繁栄なし」をモットーに「保安の確保」「安定供給」を追求するとともに快適で安全な暮らしのサポーターとなることを目指しております。しかしながら、L P ガスの販売環境は、電気、都市ガスの小売り自由化や省エネ機器の普及、都市ガスエリアへの人口シフトによる出荷量の減少、といった厳しい状況にあります。今後につきましては、経営環境の大きな変化で先行きは予断を許さない状況が続くと思われまます。当社といたしましては、L P ガス消費者軒数増加のため、営業権の譲受けや新規L P ガス供給設備投資を積極的に行い、また、アクア事業におけるミネラルウォーターの宅配事業と医療・産業ガス事業における在宅医療機器レンタル及び医療・産業ガス販売においてもM&A等による事業規模の拡大を図り、リビング事業に続く収益の柱として利益の安定を目指します。

事業ポートフォリオの観点からも、リビング事業を維持発展させながらアクア事業及び医療・産業ガス事業を第2、第3の収益の柱にするべく経営資源を投入しております。

来期は「グループの強靱な連携・結束 Part2」として、課題の克服による新たな仕組み作りなど、当社グループのさらなる品質の向上を図ってまいります。

各事業の主な施策は次のとおりであります。

【リビング事業】

- ① 需要開発課の機能強化により、L P ガスの利用を促し、新規のお客様獲得及び既存のお客様との関係強化に注力します。
- ② L P ガス、アクア商品のセット販売や、グループ会社との連携による拡販に努めます。
- ③ 全営業店で建築・工事のスペシャリストを育成し、リフォーム事業の自立に注力します。
- ④ L P WA（広域無線通信検針システム）を計画的に設置し、検針・配送業務の効率化を図ります。

【アクア事業】

- ① 各事業部門との連携及び他商材を絡めた販売戦略を展開します。
- ② 販売チャネルの多様化による営業展開を図ります。
- ③ ミネラルウォーター以外の商材提案も行い、お客様満足度を高めて当社ファン作りに努めます。
- ④ 設備強化を実施した鈴鹿工場・山中湖工場において、環境への取組みとして、さらなる廃棄物の削減に取り組めます。

【医療・産業ガス事業】

- ① 高圧ガス充填設備を持つ滋賀支店、奈良営業所、近畿酸素株式会社の3拠点及び製造・物流室が連携し、グループ全体の供給体制の強化及び配送効率の向上を図ります。
- ② 当社及びグループ会社の近畿酸素株式会社、株式会社キンキ酸器の3社の連携により、近畿圏でのさらなるシェア拡大に努めます。
- ③ 医療機器サービスセンターの本格稼働により、医療機器の点検、修理、メンテナンス等の品質の強化に努めます。
- ④ 農業、食品、製薬分野等をターゲット先として、産業用ガスの需要開拓を推進します。

なお、当期は1株当たり中間期10円の配当を実施し、期末は11円の配当を予定しております。業績の進展や投資状況を総合的に勘案しながら、引き続き株主還元を努めてまいりたいと存じます。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
丸信ガス株式会社	20,000千円	100%	LPガス販売
湖東ガス株式会社	32,400千円	100%	LPガス販売
近畿酸素株式会社	10,000千円	100%	一般高圧ガス製造・販売
株式会社フモト商会	10,000千円	100%	LPガス販売
株式会社キンキ酸器	15,100千円	100%	在宅医療機器のレンタル、医療用ガス販売
角丸エナジー株式会社	10,000千円	100%	ガソリンスタンドの経営、LPガス販売
株式会社太陽プロパン	3,000千円	100%	LPガス販売

(注) 2021年4月1日付で、株式会社太陽プロパンを連結子会社化いたしました。

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容、取扱商品等
リビング事業	LPガス、石油製品、住宅設備機器等の販売
ぼっぼガス	LPガス（プロパンガス家庭用・業務用・工業用）
エネルギー	LPガス（プロパンガス卸売、ブタンガス）、石油製品（ガソリン、軽油、灯油等）、電力事業（代理店）
住宅設備	ガス器具、住宅設備機器、空調機器、家電製品、太陽光発電システム、リフォーム
アクア事業	ミネラルウォーターの製造販売等
医療・産業ガス事業	在宅医療機器、医療・産業ガス、産業機材等の販売
在宅医療	在宅医療機器
医療ガス	医療ガス、医療機器、医療ガス設備
産業ガス・機材	産業ガス、溶接・溶断機器、溶接材料、産業機器

(9) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当 社	
本社	大阪府大阪市住之江区緑木一丁目4番39号
支店	関東 (茨城県かすみがうら市) 滋賀 (滋賀県愛知郡) 湖南 (滋賀県野洲市) 京都 (京都府京都市) 大阪 (大阪府岸和田市) 和歌山 (和歌山県和歌山市)
営業所	北陸 (福井県福井市) 阪神 (大阪府豊中市) 神戸 (兵庫県神戸市) 奈良 (奈良県大和高田市) 高松 (香川県高松市) アクア東京 (東京都練馬区) アクア阪神 (大阪府豊中市)
ぽっぽガス事業所	各支店に併設、及び 水戸 (茨城県水戸市) 北陸 (福井県福井市) 長浜 (滋賀県長浜市) 彦根 (滋賀県彦根市) 近江八幡 (滋賀県近江八幡市) 草津 (滋賀県栗東市) 栗東 (滋賀県栗東市) 大阪 (大阪府堺市) 泉南 (大阪府阪南市) 紀北 (和歌山県伊都郡) 中紀 (和歌山県日高郡) 奈良 (奈良県大和高田市) 高松 (香川県高松市)
医療・産業ガス事業所	中部 (愛知県一宮市) 九州 (宮崎県宮崎市)
工場	アクアボトリング鈴鹿工場 (滋賀県東近江市) アクアボトリング山中湖工場 (山梨県南都留郡) ガス充填工場: 各支店 (京都支店を除く) 及び奈良営業所、泉南事業所に併設
子会社	丸信ガス株式会社 (愛媛県松山市) 湖東ガス株式会社 (滋賀県東近江市) 近畿酸素株式会社 (兵庫県丹波篠山市) 株式会社フモト商会 (愛媛県松山市) 株式会社キンキ酸器 (大阪府吹田市) 角丸エナジー株式会社 (大阪府泉南市) 株式会社太陽プロパン (福井県福井市) 彦根ホームガス株式会社 (滋賀県彦根市) 株式会社岩崎工業所 (滋賀県長浜市)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
545名 [56名]	35名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数については、年間の平均雇用人員 (1日8時間換算) を [] 内に外書きしております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
407名 [40名]	19名増	45.7歳	12.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数については、年間の平均雇用人員 (1日8時間換算) を [] 内に外書きしております。

(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	568百万円
株式会社りそな銀行	357百万円
株式会社山陰合同銀行	266百万円
株式会社京都銀行	215百万円
株式会社関西みらい銀行	161百万円

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,046,500株（自己株式426,819株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,979名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大丸エナウイン共栄会	875 千株	11.5 %
E N E O S グローブ株式会社	498	6.5
株式会社パロマ	352	4.6
大丸エナウイン社員持株会	320	4.2
光通信株式会社	247	3.2
青木尚史	241	3.2
堀川産業株式会社	225	3.0
伊藤吉朝	205	2.7
株式会社関西みらい銀行	187	2.5
日本生命保険	182	2.4

- (注) 1. 当社は、自己株式426,819株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位を四捨五入して計算しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**
 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	古 野 晃	
常務取締役	居 内 清 和	リビング事業本部長 兼 ぽっぽガス部長 兼 エネルギー・住設部長 兼 新エネルギー部長
常務取締役	青 木 重 人	医療・産業ガス事業本部長 兼 医療ガス部長
常務取締役	宮 前 雅 彦	総務部長 兼 情報企画部長
取締役	塚 本 晃 久	財務部長
取締役	中 野 雅 司	リビング事業本部副本部長
取締役（常勤監査等委員）	中 井 星 治	
取締役（監査等委員）	松 井 大 輔	松井公認会計士事務所 所長 TONE株式会社 社外取締役（監査等委員） 神陽監査法人 代表社員
取締役（監査等委員）	松 本 裕 美	岸田・松本法律事務所

(注) 1. 2021年6月29日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり役員の異動がありました。

- 新任取締役 松本裕美 退任取締役 田中勝 退任取締役 桑森ひとみ
2. 取締役松井大輔氏及び松本裕美氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
 3. 当社は、内部監査部門及び会計監査人との連携を円滑に行い、監査・監督機能の実効性を高めるため、中井星治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 4. 監査等委員松井大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査等委員松本裕美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）中井星治氏、松井大輔氏及び松本裕美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用の損害を填補することとしており、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、代表取締役に委任した当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額について、当社グループの全体及び事業別の業績を勘案した上で総合的に評価したものであり、決定方針に沿うものであると判断しております。

< 1. 基本方針 >

当社の役員報酬は、

- ①社会インフラ、公共性の高い事業を行っている企業として相応しいものであること
- ②同業の事業規模や企業価値からみて妥当なものであること
- ③社内の昇格ステップに合わせ、資格や実績等の総合判断に見合う魅力的なものであること
- ④過去の役員報酬と連続性のあるものであること

を基本方針とする。

また役員報酬は、基本報酬（一部退任時支給の慰労金を含む）、短期業績連動報酬としての賞与で構成される。

< 2. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む） >

当社の役員の基本報酬は、月例の固定報酬とし、基本方針を踏まえつつ、役位・職責・在任年数等に応じて総合的に勘案して決定するものとする。この中には報酬の後払いの位置付けとして退任後に支給する退職慰労金の引当金も含まれる。退職慰労金は基準月額に在職月数や功労加算・減額を加味して算出するものとする。

< 3. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）>

当社の役員の業績連動報酬は、個々の業務執行状況や当社グループの業績指標等に基づき算出し、短期の業績連動賞与としての位置付けで毎年一定の時期に支給することとする。なお、業績を最も客観的に表し、月次ベースで評価可能な営業利益を主な業績指標（KPI）とし、計算期間における計画達成率や前期比伸び率等により評価を行う。

< 4. 役員の個人別の報酬額に対する基本報酬・業績連動報酬の割合の決定方針>

基本報酬・業績連動報酬の支給割合については、基本方針①～④（特に当社が公共性の高い事業を行っているという点）を踏まえて決定し、目安は下記のとおりとする。なお、下記の支給割合については、事業ポートフォリオの変化に応じて適時修正する。また、役位・役職等による支給割合の差は設けない。

基本報酬	業績連動報酬
80%	20%

< 5. 役員の個人別報酬の内容についての決定に関する事項>

当社役員の報酬総額は、2016年6月29日開催の定時株主総会にて決議されており、取締役（監査等委員を除く）が年額200百万円以内、監査等委員である取締役が年額30百万円以内となっている。また、業績連動報酬（役員賞与）についても当該年額に含まれているが、その支給総額について、毎年改めて株主総会に諮り、承認を受けることとする。

各取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に委任するものとし、その権限の内容は、「役員報酬内規」に定めた基本報酬の決定基準及び業績連動報酬の配分基準に基づく各取締役（監査等委員を除く）の報酬額の決定とする。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、「役員報酬内規」に定めた基本報酬の決定基準及び業績連動報酬の配分基準を踏まえ、監査等委員の協議により決定する。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の額 (千円)		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	125,452	83,670	19,800	7
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	20,972 (7,206)	15,300 (5,760)	4,150 (950)	3 (2)
合 計 (うち 社 外 取 締 役)	146,425 (7,206)	98,970 (5,760)	23,950 (950)	10 (2)

- (注) 1. 報酬等の額には、第72回定時株主総会において決議予定の役員賞与23,950千円〔取締役（監査等委員を除く）6名19,800千円、取締役（監査等委員）3名4,150千円〕を含めております。
2. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額23,505千円〔取締役（監査等委員を除く）6名21,982千円、取締役（監査等委員）3名1,522千円〕を含めております。
3. 取締役会は、代表取締役社長古野晃氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動賞与の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの全体及び事業別の業績等を勘案しつつ、各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
4. 報酬等の額のほか、使用人兼務取締役5名の使用人分給与相当額28,160千円を支払っております。
5. 報酬等の額のほか、2021年6月29日開催の第71回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金820千円〔取締役（監査等委員を除く）1名741千円及び取締役（監査等委員）1名79千円〕を支給しております。（過年度の事業報告において開示済みの役員退職慰労金引当金繰入額を除いております。）

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
1. 取締役（監査等委員）松井大輔氏は、松井公認会計士事務所の所長であり、また、TONE株式会社の社外取締役（監査等委員）及び神陽監査法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と松井公認会計士事務所、TONE株式会社及び神陽監査法人との間には特別の関係はありません。
 2. 取締役（監査等委員）松本裕美氏は、岸田・松本法律事務所の弁護士であります。なお、当社と岸田・松本法律事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
松井大輔	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。コーポレート・ガバナンスに関する具体的な情報提供や発言をしております。
松本裕美	2021年6月29日開催の第71回定時株主総会で就任後、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、同就任後の当事業年度開催の監査等委員会10回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。法律家として議論の論点整理と説明責任の遂行に関する発言をしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	24,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	25,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるデュエリジェンス支援業務に係る対価を支払っております。

(4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員は、「コンプライアンス規定」及び同規定に基づく「コンプライアンス宣言」を行動規範とし、業務分掌及び職務権限規定等各種規定に基づいて職務を執行する。
- ② 内部監査機関として社長直属の監査室を設置し、業務活動が適切かつ効率的に行われているか定期あるいは臨時に監査する体制をとる。
- ③ 従業員及び外部者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完及び強化を図る。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制の整備、運用状況の評価を行うとともに、必要に応じて改善、是正措置を講ずる。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」その他関連規定に基づき、重要な会議の議事録や決裁書類を適切に保存・管理する。

また、情報取扱責任者を任命し、会社情報の適時、適切な開示を行う体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規定」を定め、業務執行に係るリスクの把握と分析を行い、適切な対応を行うための全社的な管理体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、社長を議長とする経営審議会を定期的で開催する。

取締役会により中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、計画達成のため取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役及び各職位の権限と責任を明確にする。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規定等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
- ② 子会社に関してもコンプライアンスの確保、会計基準の同一性の確保等グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。また、監査室による監査を必要に応じて実施する。
- ③ 行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。
- ④ 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規定」を制定する。
- ⑤ 子会社が当社と同様のコンプライアンス体制を構築するために、「内部通報規定」により、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
- ⑥ 子会社の取締役、監査役及び使用人は、子会社においてコンプライアンス上の問題等について、内部通報制度により監査室に報告する。監査室は、直ちに監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査等委員会は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会より職務補助の要請があるときには、要請内容を尊重し、監査室又は総務・財務部門の従業員に監査等委員会の職務を補助させるとともに、かかる職務については、監査等委員会の指揮命令に従うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行の状況を把握するため、取締役会、経営審議会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 定期的に監査等委員会と社長との意見交換の場を設けるほか、監査等委員会が必要と認めた場合は他の取締役及び従業員からその職務等に関する報告を受けることができる。

(8) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会は、内部監査部門である監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
- ② 監査等委員会は、監査に当たり重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の権限を有する。
- ③ 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、及びコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査等委員会へ報告を行う。また、使用人の監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じ、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) **取締役の職務執行**

当事業年度において取締役会を13回開催しており、経営上の意思決定を行っております。また、取締役会規定やその他の社内規定を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

(2) **監査等委員の職務執行**

当事業年度において監査等委員会を13回開催しており、監査等委員相互による意見交換が行われております。また、監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席するほか、会計監査人並びに監査室との間で定期的に情報交換を行うことにより、取締役の職務執行について監査をしております。

(3) **内部監査の実施**

社長直轄部門である監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門及びグループ各社の内部監査を実施しております。監査結果について社長に報告を行うとともに、被監査部門等に要改善事項の指示を行っております。

(4) **内部統制システム**

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に評価を実施しており、その結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,554,443	流 動 負 債	5,017,517
現金及び預金	3,067,475	支払手形及び買掛金	2,266,286
受取手形	422,507	電子記録債務	834,480
電子記録債権	165,593	短期借入金	30,000
売掛金	3,389,997	1年内返済予定長期借入金	673,534
契約資産	365,226	リース債務	118,411
商品及び製品	636,569	未払法人税等	335,978
その他	541,893	契約負債	2,197
貸倒引当金	△34,819	役員賞与引当金	25,070
固 定 資 産	11,668,709	その他	731,558
有 形 固 定 資 産	7,789,305	固 定 負 債	1,838,889
建物及び構築物	2,684,754	長期借入金	1,000,943
機械装置及び運搬具	532,679	長期未払金	162,153
土地	3,239,869	リース債務	220,688
リース資産	309,444	繰延税金負債	146,678
その他	1,022,557	役員退職慰労引当金	229,826
無 形 固 定 資 産	2,189,026	その他	78,597
のれん	1,860,661	負 債 合 計	6,856,406
顧客関連資産	233,249	純 資 産 の 部	
その他	95,115	株 主 資 本	13,078,164
投 資 其 他 の 資 産	1,690,378	資 本 金	870,500
投資有価証券	1,113,101	資 本 剰 余 金	1,185,972
関係会社株式	297,797	利 益 剰 余 金	11,327,516
繰延税金資産	76,603	自 己 株 式	△305,824
その他	207,302	その他の包括利益累計額	288,582
貸倒引当金	△4,426	その他有価証券評価差額金	288,582
資 産 合 計	20,223,153	純 資 産 合 計	13,366,747
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	20,223,153

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	26,507,748
売上原価	17,868,665
販売費及び一般管理費	8,639,082
営業外収益	7,651,329
受取利息	987,753
受取配当金	163
受取賃料	16,609
受取引当金	10,295
その他	6,213
営業外費用	51,358
支払利息	7,800
支払貸借費用	625
その他	4,599
経常利益	13,025
特別利益	1,059,368
固定資産売却益	83,649
投資有価証券売却益	58,294
特別損失	141,944
固定資産除売却損失	69,087
減損損失	47,852
税金等調整前当期純利益	116,940
法人税、住民税及び事業税	1,084,373
法人税等調整額	474,945
当期純利益	328,981
親会社株主に帰属する当期純利益	755,391
	755,391

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	870,500	1,185,972	10,549,280	△305,757	12,299,995
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			182,858		182,858
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	870,500	1,185,972	10,732,139	△305,757	12,482,854
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△160,013		△160,013
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			755,391		755,391
自 己 株 式 の 取 得				△67	△67
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	595,377	△67	595,310
当 期 末 残 高	870,500	1,185,972	11,327,516	△305,824	13,078,164

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	375,889	375,889	12,675,885
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			182,858
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	375,889	375,889	12,858,743
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△160,013
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			755,391
自 己 株 式 の 取 得			△67
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△87,307	△87,307	△87,307
連結会計年度中の変動額合計	△87,307	△87,307	508,003
当 期 末 残 高	288,582	288,582	13,366,747

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称 丸信ガス株式会社
湖東ガス株式会社
近畿酸素株式会社
株式会社フモト商会
株式会社キンキ酸器
角丸エナジー株式会社
株式会社太陽プロパン

2021年4月1日付で株式会社太陽プロパンの全株式を取得したことにより、同社は当連結会計年度より連結子会社となりました。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 彦根ホームガス株式会社
株式会社岩崎工業所
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・会社の名称
(非連結子会社) 彦根ホームガス株式会社
株式会社岩崎工業所
(関連会社) 愛媛ベニー株式会社
株式会社ファイブスターガス
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社キンキ酸器の決算日は1月31日であります。株式会社キンキ酸器については決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、当連結会計年度において、連結子会社である株式会社太陽プロパンは、決算日を12月31日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。当該子会社の2022年1月1日から2022年3月31日までの3ヶ月の損益について連結損益計算書を通じて調整する方法を採用しており、当連結会計年度における会計期間は、2021年4月1日より2022年3月31日までの12ヶ月間となっております。当該変更による当連結会計年度に与える影響は軽微であります。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

製品

なお、一部の小口商品については最終仕入原価法を採用しております。
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

ます。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 当社及び一部の連結子会社は、役員の退職金支給に備えるため、役員退職慰労金取扱内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、L P ガス、住宅設備機器等の販売を主とし、アクア（ミネラルウォーター）の宅配、在宅医療機器のレンタル及び医療・産業ガスの販売事業を営んでおります。これらの商品の販売については、商品の引渡時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、商品の引渡時点において収益を認識しております。また、L P ガスのメーター販売については、顧客による継続的なガスの使用であり、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、毎月実施する検針による顧客の使用量に基づき収益を認識しております。なお、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益については、収益認識会計基準第35項の定めに従った収益を認識するため、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積り計上しております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間（5年～10年）で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

1. 毎月の検針による使用量に基づく収益認識

当社グループは、毎月、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき顧客に対する請求を行っており、従来、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を翌月に計上（いわゆる検針日基準による収益計上）を行っていましたが、収益認識会計基準第35項の定めに従った収益を認識するため、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積り計上する方法に変更し

ております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。

2. 顧客に支払われる対価及び売上割引

従来、販売費及び一般管理費として計上していた販売手数料等の一部の費用について、顧客に支払われる対価として、売上高から減額する方法に変更しております。また、従来、営業外費用の売上割引として計上していた顧客から回収時の控除額について、売上高から減額する方法に変更しております。

3. 第三者のために回収する額

販売価格に含めて顧客から回収し、国や都道府県等に納付する間接税である石油ガス税について、従来、納付時に納付額を販売費及び一般管理費の租税公課として計上しておりましたが、第三者のために回収する額として、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は11,003千円増加し、販売費及び一般管理費は41,974千円減少し、営業利益は52,977千円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ53,636千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は182,858千円増加しております。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は30円24銭増加し、1株当たり当期純利益は4円89銭増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 連結計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目

固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎として見積られますが、当該見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受ける可能性があると判断しております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	7,789,305千円
無形固定資産	2,189,026千円
繰延税金資産	76,603千円
繰延税金負債	146,678千円

(3) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来の事業計画により見積られた将来の営業キャッシュ・フロー及び将来の課税所得に基づき、固定資産の減損会計及び税効果会計を適用し、有形固定資産及び無形固定資産並びに繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

当該営業キャッシュ・フロー及び課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産並びに繰延税金資産及び繰延税金負債に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	498,177千円
土地	609,966千円
その他	13,227千円
計	<u>1,121,371千円</u>

② 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	246,910千円
長期借入金	111,120千円
計	<u>358,030千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,749,398千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
大阪府南河内郡美原町	医療・産業ガス事業	(株)キンキ酸器 南大阪支店 建物等

当社グループは、原則として、事業用資産については事業所毎の事業セグメントを基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

連結子会社である(株)キンキ酸器において、南大阪支店の土地を賃借し、建物等を所有しておりましたが、2022年3月の同支店の退去に伴い、貸主との賃貸借契約における原状回復義務の履行（建物の解体等）を行う予定であるため、同支店の建物等の帳簿価額を回収可能価額（備忘価額1円）まで減額し、当該減少額を減損損失（47,852千円）として特別損失に計上いたしました。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,046,500株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	83,816千円	(注) 11.0円	2021年 3月31日	2021年 6月30日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	76,196千円	10.0円	2021年 9月30日	2021年 12月23日

(注) 1株当たり配当額には、創立70周年記念配当1円50銭が含まれております。

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	83,816千円	11.0円	2022年 3月31日	2022年 6月30日

配当の原資は利益剰余金であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については3ヶ月を超えない国債等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブなどの投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資やM&Aに係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券			
その他有価証券	799,136	799,136	—
② 長期借入金（※）	1,674,477	1,670,262	△ 4,214

（※）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金

変動金利により返済している借入金の時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注3) 市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額 313,965千円）は「①投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。同様に関係会社株式（連結貸借対照表計上額 297,797千円）についても時価注記には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	799,136	—	—	799,136

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（※）	－	1,670,262	－	1,670,262

（※）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	リビング事業	アクア事業	医療・産業ガス事業	
ぽっぽガス	5,186,708	－	－	5,186,708
エネルギー	10,932,959	－	－	10,932,959
住宅設備機器	2,164,668	－	－	2,164,668
アクア	－	1,217,714	－	1,217,714
在宅医療	－	－	3,545,109	3,545,109
医療ガス	－	－	1,628,827	1,628,827
産業ガス・機材	－	－	1,831,760	1,831,760
顧客との契約から生じる収益	18,284,336	1,217,714	7,005,697	26,507,748

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,187,034
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,978,098
契約資産（期首残高）	306,226
契約資産（期末残高）	365,226
契約負債（期首残高）	940
契約負債（期末残高）	2,197

当社グループは、L P ガスのメーター販売については、毎月、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき顧客に対する請求を行っておりますが、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益については、見積り計上しております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。契約資産は、当該収益の見積り計上に関するものであります。

契約負債は、主に、リビング事業におけるリフォーム工事の請負契約に基づき、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、940千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が58,999千円増加した主な理由は、上記収益の見積り計上において、L P ガスの期末時点の平均単価が期首時点よりも上昇したこと等によりあります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,754円24銭
1株当たり当期純利益	99円14銭

10. その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目	資 産		科 目	負 債	
流 動 資 産		7,164,442	流 動 負 債		4,026,105
現金及び預金	金形権	2,301,179	支払手形	形	129,005
受取手形	債権	371,328	電子記録債権	務	834,006
電子記録債権	金	246,912	買掛金	金	1,643,102
売掛金	債権	2,827,422	1年内返済予定長期借入金	務	522,082
契約資産	債権	300,542	リース債権	金	101,852
商品及び製品	債権	510,422	未払費用	金	23,720
前渡貸付金	債権	199,285	未払法人税等	債	410,246
短期貸倒引当金	債権	113,817	未払消費税等	債	275,100
貸倒引当金	債権	312,261	未払消費税等	債	41,812
		△ 18,731	契約引当金	債	2,197
固 定 資 産		11,030,838	役員賞与引当金	他	24,000
有 形 固 定 資 産		6,368,564	その他引当金	他	18,980
建物	物	1,942,479	固 定 負 債		871,072
構築物	物	334,584	長期借入金	金	361,082
機械装置	物	438,303	長期未払金	金	48,885
車両運搬具	物	1,905	リース債権	務	194,673
工具器具備品	品	603,449	繰延税金負債	債	74,456
土地	地	2,753,532	役員退職慰労引当金	金	130,000
リース資産	産	270,122	預り保証金	金	61,975
建設仮勘定	定	24,188	負 債 合 計		4,897,178
無 形 固 定 資 産		453,942	純 資 産 の 部		
のれん	ん	395,149	株 主 資 本		13,010,604
ソフトウェア	ア	48,533	資本金	金	870,500
電話加入権	権	9,194	資本剰余金	金	1,185,972
施設利用権	権	1,065	資本準備金	金	1,185,972
投 資 其 他 の 資 産		4,208,330	利益剰余金	金	11,259,956
投資有価証券	券	1,105,680	利益準備金	金	161,000
関係会社株	式	2,103,216	その他利益剰余金	金	11,098,956
出資金	金	2,347	特定資産圧縮積立金	金	136,025
関係会社長期貸付金	金	852,786	別途積立金	金	9,840,000
差入保証金	金	41,505	繰越利益剰余金	金	1,122,931
破産・更生債権	債	4,426	自 己 株 式		△ 305,824
その他の債権	債	102,793	評価・換算差額等		287,498
貸倒引当金	金	△ 4,426	その他有価証券評価差額金		287,498
資 産 合 計		18,195,280	純 資 産 合 計		13,298,102
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		18,195,280

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		21,562,575
売上原価		15,008,956
売上総利益		6,553,619
販売費及び一般管理費		5,611,358
営業利益		942,261
営業外収益		
受取利息及び配当金	49,719	
受取賃貸料	7,746	
仕入割引	6,213	
その他	28,386	92,066
営業外費用		
支払利息	3,260	
不動産賃貸費用	625	
その他	1,565	5,451
経常利益		1,028,876
特別利益		
固定資産売却益	80,024	
投資有価証券売却益	58,294	138,319
特別損失		
固定資産除売却損	63,058	63,058
税引前当期純利益		1,104,137
法人税、住民税及び事業税	417,200	
法人税等調整額	△ 62,588	354,612
当期純利益		749,524

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	特 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	
当 期 首 残 高	870,500	1,185,972	1,185,972	161,000	137,298	9,300,000	916,671	10,514,970
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							155,474	155,474
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	870,500	1,185,972	1,185,972	161,000	137,298	9,300,000	1,072,146	10,670,445
事業年度中の変動額								
特定資産圧縮積立金の取崩					△ 1,273		1,273	-
別途積立金の積立						540,000	△ 540,000	-
剰余金の配当							△ 160,013	△ 160,013
当期純利益							749,524	749,524
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 1,273	540,000	50,784	589,511
当 期 末 残 高	870,500	1,185,972	1,185,972	161,000	136,025	9,840,000	1,122,931	11,259,956

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 305,757	12,265,685	376,201	376,201	12,641,887
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		155,474			155,474
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	△ 305,757	12,421,160	376,201	376,201	12,797,362
事業年度中の変動額					
特定資産圧縮積立金の取崩		-			-
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		△ 160,013			△ 160,013
当期純利益		749,524			749,524
自己株式の取得	△ 67	△ 67			△ 67
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△ 88,703	△ 88,703	△ 88,703
事業年度中の変動額合計	△ 67	589,443	△ 88,703	△ 88,703	500,740
当 期 末 残 高	△ 305,824	13,010,604	287,498	287,498	13,298,102

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

製品

なお、一部の小口商品については最終仕入原価法を採用しております。
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

のれん

のれんの償却については、投資効果の発現する期間（5年～10年）で均等償却しております。

ソフトウェア

見込利用可能期間に每期均等額を償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職金支給に備えるため、役員退職慰労金取扱内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、L P ガス、住宅設備機器等の販売を主とし、アクア（ミネラルウォーター）の宅配、在宅医療機器のレンタル及び医療・産業ガスの販売事業を営んでおります。これらの商品の販売については、商品の引渡時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、商品の引渡時点において収益を認識しております。また、L P ガスのメーター販売については、顧客による継続的なガスの使用であり、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、毎月実施する検針による顧客の使用量に基づき収益を認識しております。なお、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益については、収益認識会計基準第35項の定めに従った収益を認識するため、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積り計上しております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

1. 毎月の検針による使用量に基づく収益認識

当社は、毎月、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき顧客に対する請求を行っており、従来、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を翌月に計上（いわゆる検針日基準による収益計上）を行っていましたが、収益認識会計基準第35項の定めに従った収益を認識するため、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積り計上する方法に変更しております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。

2. 顧客に支払われる対価及び売上割引

従来、販売費及び一般管理費として計上していた販売手数料等の一部の費用について、顧客に支払われる対価として、売上高から減額する方法に変更しております。また、従来、営業外費用の売上割引として計上していた顧客から回収時の控除額について、売上高から減額する方法に変更しております。

3. 第三者のために回収する額

販売価格に含めて顧客から回収し、国や都道府県等に納付する間接税である石油ガス税について、従来、納付時に納付額を販売費及び一般管理費の租税公課として計上しておりましたが、第三者のために回収する額として、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は16,177千円増加し、販売費及び一般管理費は32,356千円減少し、営業利益は48,534千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ49,192千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は155,474千円増加しております。なお、当事業年度の1株当たり純資産額は24円88銭増加し、1株当たり当期純利益は4円48銭増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目

固定資産の減損会計の適用及び超過収益力等を加味した実質価額に基づく関係会社株式の減損処理の要否は、将来の事業計画を基礎として見積られますが、当該見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるかと判断しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,368,564千円
無形固定資産	453,942千円
関係会社株式	2,103,216千円

(3) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来の事業計画により見積られた将来の営業キャッシュ・フロー及び超過収益力に基づき、固定資産の減損会計及び金融商品会計を適用し、有形固定資産及び無形固定資産並びに関係会社株式を計上しております。

当該営業キャッシュ・フロー及び収益が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産並びに関係会社株式に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	412,220千円
構築物	85,956千円
工具器具備品	13,227千円
土地	609,966千円
計	<u>1,121,371千円</u>

② 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	246,910千円
長期借入金	111,120千円
計	<u>358,030千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,453,588千円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

近畿酸素(株)	185,270千円
(株)キンキ酸器	584,619千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	410,926千円
短期金銭債務	104,376千円
長期金銭債務	10,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,389,331千円
仕入高	418,021千円
販売費及び一般管理費	7,621千円
営業取引以外の取引高	38,865千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	426,819株
--------------------------	------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用（賞与）	61,570千円
未払事業税	17,361千円
貸倒引当金	7,086千円
役員退職慰労引当金	39,780千円
長期未払金	14,958千円
一括償却資産	3,998千円
その他	16,902千円
繰延税金資産小計	161,657千円
評価性引当額	△ 49,372千円
繰延税金資産合計	112,284千円
繰延税金負債	
有形固定資産	59,976千円
投資有価証券	126,764千円
繰延税金負債合計	186,740千円
繰延税金負債の純額	74,456千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高
子会社	近畿酸素(株)	(所有) 直接 100%	役員の兼任 債務保証	債務保証 (注1)	185,270	-	-
子会社	(株)キンキ酸器	(所有) 直接 100%	資金の援助 債務保証	資金の貸付 (注2)	200,000	短期貸付金	49,518
				利息の受取 (注2)	1,132	関係会社 長期貸付金	387,104
				債務保証 (注2)	584,619	-	-
子会社	角丸エナジー(株)	(所有) 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取 (注3)	2,212	短期貸付金	64,298
						関係会社 長期貸付金	465,682

(注1) 債務保証については、近畿酸素(株)の金融機関からの借入債務に対し行ったものであり、保証料は受領していません。

(注2) (株)キンキ酸器に対する貸付金については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年、月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
債務保証については、(株)キンキ酸器の金融機関からの借入債務に対し行ったものであり、保証料は受領していません。

(注3) 角丸エナジー(株)に対する貸付金については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年、月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,745円23銭
1株当たり当期純利益	98円37銭

11. その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

大丸エナウィン株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 木下 隆志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小林 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大丸エナウィン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大丸エナウィン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

大丸エナウィン株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 木下 隆志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小林 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大丸エナウィン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

大丸エナウィン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 中 井 星 治 ㊟

監査等委員 松 井 大 輔 ㊟

監査等委員 松 本 裕 美 ㊟

(注) 監査等委員松井大輔及び松本裕美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第72期の期末配当につきましては、当期の業績、企業体質の強化と今後の事業展開のための内部留保、安定的な配当維持などを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金11円00銭

総額83,816,491円を利益剰余金から配当いたします。

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき21円となり、50銭の増配となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日(期末配当金の支払開始日)
2022年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、企業体質の強化と今後の事業展開に備えて内部留保を充実させるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 700,000,000円

② 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 700,000,000円

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 電子提供制度導入の規定を新設

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を新設するものであります。

- ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(2) 執行役員制度に係る規定を新設

当社は、業務執行責任の明確化を図り、経営の効率化及び意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入しております。コーポレートガバナンスの強化として変更案第29条の規定を新設するものであります。

(3) 剰余金の配当等の決定機関と剰余金の配当の基準日を新設

機動的な配当政策及び資本政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、現行定款第35条(剰余金の配当)に替えて変更案第36条(剰余金の配当等の決定機関)と変更案第37条(剰余金の配当の基準日)を新設するとともに、内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるもののほか、新設された条文以降の条数の繰下げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第6条(条文省略) <u>(自己株式の取得)</u>	第1条～第6条(現行どおり) (削除)
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	

現行定款	変更案
<p>第8条～第13条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第14条～第16条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 第17条～第28条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第29条～第34条 (条文省略) (剰余金の配当)</p> <p>第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。 ②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。 (新 設)</p>	<p>第7条～第12条 (現行どおり) (電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第14条～第16条 (現行どおり) 第4章 取締役、取締役会及び執行役員 第17条～第28条 (現行どおり) (執行役員)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、業務の執行を担当させることができる。</p> <p>第30条～第35条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 当社は、剰余金の配当に関する事項及び自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p data-bbox="600 776 726 812">(新 設)</p> <p data-bbox="382 1023 614 1059">第36条 (条文省略)</p> <p data-bbox="600 1064 726 1100">(新 設)</p>	<p data-bbox="981 776 1271 812"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p data-bbox="967 817 1553 880"><u>第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p data-bbox="967 886 1553 949"><u>②当会社の間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p data-bbox="967 954 1553 1018"><u>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p data-bbox="967 1023 1224 1059">第38条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="981 1064 1064 1100"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="967 1105 1553 1270"><u>第1条 定款第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="967 1275 1553 1339"><u>②本条は、前項で定める施行日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員が任期満了となります。中期計画の推進に向けた経営体制の一層の強化を図るため、1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における協議の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふるのあきら 古野晃 (1953年4月1日生)	1971年3月 当社入社 2000年6月 当社取締役滋賀支店長 2008年6月 当社常務取締役 滋賀支店長 2011年4月 当社常務取締役 リビング事業本部長 2011年6月 当社専務取締役 リビング事業本部長 2013年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	41,066株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、9年間にわたり当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、当社グループ全般の経営を担ってきました。その豊富な経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	い うち きよ かず 居 内 清 和 (1971年5月12日生)	1994年4月 当社入社 2008年4月 当社奈良営業所長 2013年12月 当社大阪支店長 2015年4月 当社執行役員大阪支店長 2017年4月 当社執行役員 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 2017年6月 当社取締役 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 2018年4月 当社取締役 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2019年4月 当社取締役滋賀支店長 2021年4月 当社取締役 リビング事業本部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2021年6月 当社常務取締役リビング事業本部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2022年2月 当社常務取締役リビング事業本部長 兼ぽっぽガス部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 現在に至る	12,700株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、2017年より当社リビング事業本部副本部長として同部門を牽引したほか、当社主要支店で支店長を経験しております。また2017年より当社取締役に選任されており、業務執行能力に優れております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	あお き あつ ひと 青 木 重 人 (1962年8月16日生)	1985年3月 当社入社 2002年4月 当社北陸営業所長 2004年4月 当社関東支店副支店長 2009年4月 当社湖南支店副支店長 2013年4月 当社滋賀支店長 2016年4月 当社新エネルギー部長 2017年4月 当社執行役員 医療・産業ガス事業本部副本部長 兼新エネルギー部長 2018年4月 当社執行役員 医療・産業ガス事業本部長 兼製造・物流室長 2018年6月 当社取締役 医療・産業ガス事業本部長 兼製造・物流室長 2021年4月 当社取締役 医療・産業ガス事業本部長 兼医療ガス部長 2021年6月 当社常務取締役 医療・産業ガス事業本部長 兼医療ガス部長 現在に至る	16,700株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社の主要支店で副支店長・支店長を務めたほか、本社営業部署、経営企画部署、子会社での豊富な経験があり、多面で当社の発展に貢献してきました。また2017年には当社執行役員、2018年には当社取締役に選任されており、経営戦略の策定や業務執行にも携わっております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	みや まえ まさ ひこ 宮 前 雅 彦 (1965年2月2日生)	1985年6月 当社入社 2011年8月 当社情報企画部長 2015年4月 当社執行役員 情報企画部長 2017年4月 当社執行役員 総務部長兼情報企画部長 2018年6月 当社取締役 総務部長兼情報企画部長 2021年6月 当社常務取締役 総務部長兼情報企画部長 現在に至る	12,100株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、入社後長年にわたり情報システム部門に従事し、当社内部管理体制の向上に貢献してきました。また2015年には当社執行役員、2018年には当社取締役に選任されており、経営戦略の策定や業務執行にも携わっております。現在は総務部長を兼任し、人事、法務、広報等の責任者として手腕を発揮しております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	
5	つか もと てる ひさ 塚 本 晃 久 (1967年6月14日生)	2015年11月 当社入社 管理統轄補佐 2017年4月 当社営業管理部長 2018年4月 当社財務部長 2019年6月 当社取締役財務部長 現在に至る	2,500株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、公認会計士の資格を持ち、監査法人における18年間の監査業務を通じて相当程度の財務・会計知識を有しております。また、当社では営業管理部長、財務部長を務め、当社の管理部門全般の業務に携わっております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	なかのまさし 中野 雅 司 (1959年10月24日生)	<p>1978年3月 当社入社</p> <p>2000年10月 当社奈良営業所長</p> <p>2006年4月 当社湖南支店長</p> <p>2011年4月 当社保安室長</p> <p>2015年4月 当社執行役員保安室長</p> <p>2016年4月 当社執行役員滋賀支店長</p> <p>2019年4月 当社執行役員 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長</p> <p>2019年6月 当社取締役 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長</p> <p>2021年4月 当社取締役 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 兼製造・物流室長</p> <p>2022年2月 当社取締役 リビング事業本部副本部長 現在に至る</p>	14,662株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、当社主要支店で支店長を歴任したほか、保安室長を務め、LPガス業務の法的規制に関し相当程度の知識を有しております。2019年4月からは当社リビング事業本部副本部長として同部門を牽引しております。また2015年4月には当社の執行役員に選任されており、経営分析能力に優れております。それらの経験を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	<p>【新任】 お 小川 貢 (1962年3月29日)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2012年4月 当社大阪支店副支店長 2016年7月 当社和歌山支店長 2018年4月 当社営業管理部長 2020年7月 当社執行役員営業管理部長 現任に至る</p>	<p>9,100株 (社員持株会残高含む)</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社の主要支店で副支店長・支店長を歴任したほか、本社営業管理部長を務め、営業・管理部門で当社の発展に貢献してきました。また、2020年には当社の執行役員に選任されており、経営戦略の策定や業務執行にも携わっております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、今回取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、古野晃氏、居内清和氏、青木重人氏、宮前雅彦氏、塚本晃久氏及び中野雅司氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。保険料は、全額会社負担としております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	なか い じょう じ 治 中 井 星 治 (1958年9月4日生)	1979年4月 当社入社 1998年4月 当社高松営業所長 2005年4月 当社和歌山支店長 2012年4月 丸信ガス株式会社 代表取締役社長 2014年4月 丸信ガス株式会社 代表取締役社長 兼株式会社フモト商会 代表取締役社長 2015年10月 当社監査室室長 2016年2月 当社監査室長 2018年4月 当社社長付部長 2018年6月 当社取締役(監査等委員) 現在に至る	11,700株
		<p>【取締役(監査等委員)候補者とした理由】</p> <p>候補者は、当社主要支店で支店長を務めた後、当社連結子会社の代表取締役社長を歴任し、会社経営に携わってきました。また2016年からは当社監査室長として、監査、コンプライアンス、内部統制の面で当社に貢献し、監査能力に優れております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が、取締役会の監査・監督に力を発揮できるものと判断し、引き続き取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	まつ い だい すけ 松 井 大 輔 (1968年12月17日生)	1996年4月 公認会計士登録 2000年7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2008年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）退職 2008年11月 松井公認会計士事務所開設 税理士登録 2009年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る （重要な兼職の状況） TONE株式会社 社外取締役（監査等委員）	7,800株
	<p>【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>候補者は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士として会計監査やM&Aにおける財務調査など経験が豊富であり、財務・会計全般に関する専門的な知見を有しておられることから、引き続き社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。</p> <p>財務・会計的な観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見をいただけることを期待しております。</p>		
3	まつ もと ひろ み 松 本 裕 美 (1959年9月4日生) (戸籍名 岸田裕美)	1994年4月 弁護士登録 近畿合同法律事務所入所 2008年4月 岸田・松本法律事務所 2021年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る	100株
	<p>【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>候補者は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な実務経験に基づき、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有しておられることから、引き続き社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。</p> <p>法的な観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見をいただけることを期待しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松井大輔氏及び松本裕美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松井大輔氏及び松本裕美氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって、松井大輔氏が6年、松本裕美氏が1年となります。なお、松井大輔氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
4. 松井大輔氏及び松本裕美氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者として指定し、同取引所に届け出ております。また、両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、各氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で、中井星治氏、松井大輔氏及び松本裕美人氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。保険料は、全額当社が負担しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

ご参考

本総会後の監査等委員を含む取締役の主なマネジメントスキル

経営戦略の「グループの強靱な連携・結束 part2」は、効率化の追求と、グループ力及び大丸エナウイン品質を高めることが目的であります。そのための調整能力や営業基盤維持のためのM&Aや業務効率化や生産性向上のためのIT活用等を業務執行に必要な経営企画能力と考えております。独立社外取締役には、多くの経営者へアドバイスをを行っている公認会計士・税理士、法律の専門家として個人・企業の法律顧問をしている弁護士を取締役会のメンバーとしております。

本総会の第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合における、本総会後の監査等委員を含む取締役の主なマネジメントスキル・知識等は以下のとおりであります。

氏名	管掌分野	企業経営	経営企画	財務・会計	人事・法務
古野 晃		○	○		
居内 清和	リビング事業本部長	○	○		
青木 重人	医療・産業ガス事業本部長	○	○		
宮前 雅彦	総務部長 兼 情報企画部長	○	○		○
塚本 晃久	財務部長	○		○	
中野 雅司	リビング事業本部副本部長	○	○		
小川 貢	営業管理部長	○	○		○
中井 星治	常勤監査等委員		○		○
松井 大輔	監査等委員（社外） 公認会計士・税理士			○	
松本 裕美	監査等委員（社外） 弁護士				○

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び監査等委員である取締役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額23,950千円〔取締役（監査等委員である取締役を除く。）分19,800千円、監査等委員である取締役分4,150千円〕を支給することといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模や業種及び営業利益等をもとに評価を行って決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、各取締役に対する金額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告「会社役員に関する事項(4)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。

また、監査等委員である取締役の協議の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

以 上

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

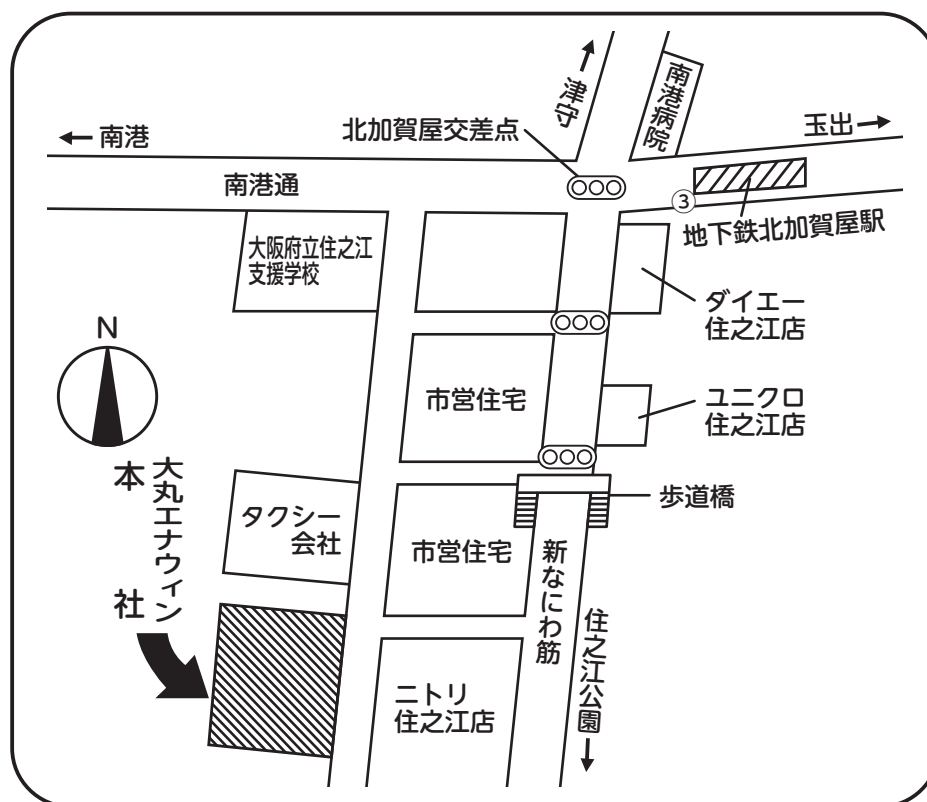
株主
総会
参考
書類

株主総会会場のご案内

大丸エナウィン株式会社 本社6階会議室

大阪市住之江区緑木一丁目4番39号

電話(06) 6685-5101



交通機関

地下鉄（四つ橋線）北加賀屋駅（3番出口）下車 徒歩約10分

※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからず
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。